

第 5 次川根本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、川根本町が第 5 次川根本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の名称

第 5 次川根本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務

3. 業務内容

第 5 次川根本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務仕様書のとおり(別添)

4. 業務期間

契約締結日(令和 7 年 7 月下旬予定)から令和 9 年 3 月 15 日まで

5. 見積限度額

令和 7 年度業務は 1,804 千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

6. 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

7. 契約方法

提出書類を基に、公募型プロポーザル方式により決定する。

併せて、仕様書を基に参考見積書の提出を求める。

事業者決定後、業務委託の契約を締結する。

8. プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 年度、令和 8 年度川根本町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第

2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

- (6) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。
- (7) 静岡県内に、契約締結権を有する本社、支社、事業所、営業所等を有すること。

9. 選定スケジュール

募集開始	令和7年6月18日（水）ホームページに掲載
質問受付	令和7年6月26日（木）正午まで
質問の回答	令和7年7月1日（火）までにホームページに掲載
参加申込及び企画提案書等の提出	令和7年7月1日（火）から 令和7年7月15日（火）17:00まで（必着）
プロポーザル参加承認通知 及び審査案内通知	令和7年7月16日（水）までに電子メールで通知
審査（プレゼンテーション）	令和7年7月25日（金）午後1時30分から予定
選考結果の通知	令和7年7月28日（月）予定
契約締結	令和7年7月下旬

10. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等に関する質問は質問票（様式1）に必要事項を記入し、下記11(4)のメールアドレスへ電子メールにて提出する。

なお、質問の際は、送付件名を「【質問】第5次川根本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託プロポーザルについて」とし、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。

送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信すること。

(2) 回答方法

質問及びその回答の内容は、令和7年7月1日（火）までにホームページ上で回答を掲載する。

11. プロポーザル参加申込書の提出及び企画提案書の提出

(1) 提出物

- ①参加申込兼誓約書 1部（様式2）
- ②会社概要（様式任意、パンフレット等でも可） 1部
- ③企画提案書 5部（様式自由）
- ④実施体制調書 5部（様式3）
- ⑤関連業務実績表 5部（様式4）
- ⑥工程表 5部（様式自由）

⑦見積書（押印不要） 1部（様式自由）

※ 見積金額は消費税及び地方消費税（10%）を含む額とし、契約上限額以下の金額とすること

(2) 提出書類に関する注意事項

企画提案書の提出書類は、以下の点に注意して作成すること。

①提出書類のうち、③～⑥については、すべて自社名（ロゴマーク等を含む。）を入れないこと。（入っている場合は受け付けない）

②提出書類は、日本工業規格A4で作成する。A4以外のサイズを用いる場合は、A4サイズに折りたたむこと。

③企画提案書は、両面20ページ以内で作成すること（ページ番号を付すること）。

④企画提案書は、見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に記載し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。

⑤本業務委託の目的を達成するため、契約上限額の範囲で、できうる限りの提案を示すこと。また、本件の受託者選定において、プロポーザルを採用する点にかんがみ、業務概要に示す本町の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。

⑥見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

⑦提出後の提案内容の修正は一切認めない。

(3) 提出期限

令和7年7月1日（火）から 令和7年7月15日（火）17:00まで（必着）

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627

川根本町役場 健康福祉課

電話：0547-56-2224 FAX：0547-56-1117

E-mail：kenko-fukushi@town.kawanehon.lg.jp

12. 審査に関する事項

(1) 提案書による審査

提出された企画提案書等による。

審査にあたっては、別表「選定基準」に基づき、町の事務局により審査を実施する。

(2) 書類提出を受けての審査

提出業者によるプレゼンテーションを実施する。

ア 開催日：令和7年7月25日（金）※開始時間は後日連絡

イ 開催場所：静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 川根本町役場内

ウ 出席者：プレゼンテーションは、実際に従事する担当者が同席し、3人以内とする。

エ 所要時間：1事業者あたり30分以内（質疑応答含む）

オ その他：

- ・説明にあたり、企画提案書などに記載のない新たな提案は認めない。
- ・順番は企画提案書の受付順とする。
- ・応募者が1者のみの場合においても、書類審査及びプレゼンテーションを実施し合否を決定する。

(3) 審査結果

- ア 得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補者とする。
- イ 失格、その他特別な理由により受託候補者として契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- ウ 審査結果については、実施者全員に連絡する。
- エ 審査結果(内容)に対する問合せには、応じないものとする。また異議申し立ても受け付けないものとする。

(4) 委託契約の締結日

令和7年7月下旬 予定

13. 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出期限内に提出書類を提出しなかった場合
- (3) 実施要領における諸条件に違反した場合

14. その他

- (1) 提出費用、書類等に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、審査結果の公表等に必要な場合には、川根本町は、当該著作権を無償で可以使用することとする。
- (4) 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出すること。

表 評価基準及び配点

区分	評価項目	評価基準	配点
1	方法、手法	業務の目的、業務仕様を十分に理解し、的確なビジョンのもとに方法を提案している。	5
2	企画力、説得力	本業務のビジョンや実施方法に独自性や創造性をもって立案しているか。	5
3	適切性、実現性	施方法が法令や本町の特性を踏まえたものであり、業務の目的を達成する内容となっているか。また、実施方法に実現が不可能であると思われる内容がないか。	5
4	実施体制	業務の執行や実施の体制は適切であるか。委託者、需要者の要求や問い合わせなどに適切に対応できる体制となっているか。	5
5	コスト評価	業務の実施に対して適当な経費配分がなされ、事業コストに配慮された内容となっているか。	5
6	総合力	業務に対する提案に対して、これまでの業務内容を加味して、受託者としての能力を判断する。	5
合 計			30